

議案第33号

財産の取得について

下記の物品を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日

江別市長 後藤 好人

記

- | | | |
|-------------|---|--------|
| 1 物品の種類及び数量 | 小中学校学習者用タブレットコンピュータ | 2,477台 |
| 2 契約金額 | 128,060,900円 | |
| 3 契約の方法 | 随意契約による。 | |
| 4 契約の相手方 | 札幌市中央区大通西14丁目7
東日本電信電話株式会社 北海道事業部
執行役員 北海道事業部長 島津 泰 | |

仮契約書（抄）

- | | |
|----------|--|
| 1 件名 | 学習者用コンピュータの購入 |
| 2 品質・規格 | OS：ChromeOS
本体：11.6型以上タブレット
CPU：MediaTek Kompanio 520（8186）
主記憶装置：4GB以上
内蔵ストレージ：64GB以上（eMMC）
その他：内蔵キーボード、内蔵カメラ（イン、アウト）等 |
| 3 数量 | 2,477台 |
| 4 契約金額 | 金 128,060,900円
（うち消費税及び地方消費税の額 11,641,900円） |
| 5 納入場所 | 江別市立大麻小学校外 計7校 |
| 6 納入期限 | 令和8年3月31日 |
| 7 その他の事項 | 別添契約約款・仕様書のとおり |

上記について、江別市（以下「甲」という。）を買主とし、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）を売主として、次の条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

この仮契約書は、市議会の議決を得たときは本契約の契約書となるものとする。

なお、当該議決を得られなかった場合は、本仮契約書は効力を失うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年4月25日

甲 北海道江別市高砂町6番地
江別市
江別市長 後藤 好人 ㊟

乙 札幌市中央区大通西14丁目7
東日本電信電話株式会社 北海道事業部
執行役員 北海道事業部長 島津 泰 ㊟